

# 慶弔見舞金規程

社会福祉法人 惠徳会

---

# 慶弔見舞金規程

## 第1条（目的）

この規程は、職員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

## 第2条（支給事項の範囲）

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ①本人の結婚（結婚祝金）
- ②本人または配偶者の出産（出産祝金）
- ③本人が長期療養のため休業したとき（病氣見舞金）
- ④本人が退職したとき（退職餞別）
- ⑤本人の業務上の事故等による死亡（弔慰金）
- ⑥本人の業務外の事由による死亡（弔慰金）
- ⑦家族の死亡（弔慰金）
- ⑧本人の住居が被災したとき（被災見舞金）
- ⑨その他必要と認められたとき

## 第3条（届出義務）

職員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出ることを要する。

## 第4条（支給資格）

この規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正職員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトには適用しない。

## 第5条（結婚祝金）

1. 職員が結婚したときは、結婚祝金として10,000円を支給する。
2. 職員の子が結婚したときは、結婚祝金として5,000円を支給する。

## 第6条（出産祝金）

職員またはその配偶者が出産したときは、祝金として3,000円を支給する。

## 第7条（病氣見舞金）

職員が入院を含め1ヶ月以上の診断書により長期療養を要するときは、見舞金として5,000円を支給する。

---

## 第8条（餞別）

職員が退職するときは、次の通り餞別を支給する

勤続1年以上 5,000円

勤続3年以上 10,000円

## 第9条（弔慰金）

1. 職員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の3ヶ月分を支給する。
2. 職員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の1ヶ月分を支給する。

## 第10条（家族の死亡）

職員の家族の死亡については、以下の各号の基準に基づき弔慰金を支給する。

- ①配偶者の死亡の場合 20,000円
- ②子、父母の死亡の場合 10,000円
- ③血族の兄弟姉妹、同居の祖父母および同居の義父母の死亡の場合 5,000円

## 第11条（供花等）

配偶者、子、父母、同居の義父母が死亡したときは、供花一对および籠盛を供える。

## 第12条（被災見舞金）

職員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

区分		全焼、全壊 全流失	半焼、半壊 半流失	床上浸水等 状況に応じて
世帯主で扶養家族 のある者	自己所有	50,000円	30,000円	20,000円
	借家等	20,000円	10,000円	5,000円
	間借等	10,000円	4,000円	2,000円
世帯主でない者 および独身者	自己所有	20,000円	10,000円	5,000円
	借家等	10,000円	6,000円	3,000円
	間借等	5,000円	4,000円	2,000円

## 第13条（その他の慶弔見舞金）

前各条に定めのないものでも、状況により支給の必要があると理事長が認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。

## 第14条（重複支給の禁止）

同一世帯の2名以上の職員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、

---

原則として重複して支給はしない。

付則

この規程は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

平成 5 年 6 月 18 日 一部改訂

平成 26 年 11 月 1 日 一部改訂